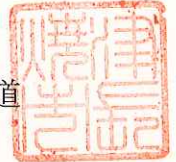


焼 72-237 号
平成 30 年 11 月 6 日

静岡県知事 川 勝 平 太 様

焼津市長 中 野 弘 道



「志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る
環境影響評価事後調査計画書」に関する意見について（回答）

平成 30 年 10 月 29 日付け環生第 220 号により照会のありました表記の件について、
静岡県環境影響評価条例第 35 条第 2 項の規定による環境の保全の見地からの意見を、
別紙のとおり提出します。



担当：焼津市環境部環境生活課
環境政策担当

電話：054-662-0571

FAX：054-662-0834

E-mail：kankyo_seikatu@city.lg.jp

志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る
環境影響評価 事後調査計画書に対する意見書

【全般的事項】

- 1 事後調査にあたっては、事後調査計画書に基づき適切な調査を行うこと。
- 2 調査の段階で基準となる数値や予測結果を超える状況が確認された場合は、その都度、追加の保全措置を検討し、必要に応じて専門家等の指導等を受けるとともに、適切な措置を実施すること。